

第三十回国会 商工委員会 議録 第三号

昭和三十三年十二月十八日(木曜日)

午前十四時四十五分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事小川 平二君 理事小川 久雄君

理事中村 幸八君 理事加藤 謙造君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

新井 京太君 岡部 得三君

加藤 高藏君 鹿野 彦吉君

關谷 勝利君 中井 一夫君

濱田 正信君 細田 義安君

山手 満男君 渡邊 本治君

坂川 正吾君 今村 等君

勝澤 芳雄君 小林 正美君

鈴木 一君 堂森 芳夫君

出席政府委員

通商産業政務次官 大島 秀一君

通商産業事務官 齋藤 正年君

(大臣官房長) 齋藤 正年君

通商産業事務官 小出 榮一君

(重工業局長) 小出 榮一君

委員外の出席者

通商産業事務官 乙竹 慶三君

(重工業局長) 乙竹 慶三君

機械課長 越田 清七君

専門員 越田 清七君

本日(の)の會議に付した案件

輕機械の輸出の振興に関する法律案

(内閣提出第三〇号)

○長谷川委員長 これより會議を開きます。

輕機械の輸出の振興に関する法律案

を議題とし、質疑を続行いたします。

勝澤芳雄君。

第一類第九号 商工委員会議録第三号

昭和三十三年十二月十八日

○勝澤委員 まず私は、この法案につ

きまして、第一番に、この法案を必要

とする理由というのが、この提案の理

由をいろいろ見た場合においてどうも

わからないわけがあります。この理由

の中であげられている問題をまず見て

みますと、過当競争防止のため、こ

ういふに言われておるのであります

が、現行の輸出取引法なりあるいは

中小企業団法で十分だと思われている

にもかかわらず十分だと、こ

ういふ。具体的にどういふに不十

分な点かという点については、何らの

説明を加えていない。あるいはまた輕

機械の品質の向上、そして積極的な海

外市場の開拓、こ

ういふ。これは過般われわれが日

本貿易協を作った、特に中小企業の

問題については十分なる対策を行

う、こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

活用によって十分ではないかという御

趣旨の御質問だと思ふのであります。

こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

いますので、どうしても新しい登録制

度、製造業者の登録というよりな

ことによりまして、中小企業団法の設備

制限にかわる措置をいたしまして、こ

れを運営することが必要であらうとい

うことが一つでございます。

それから輸出貿易の仲展に關しまし

ては、これはもちろん輸出組合あるい

は商社の活動というよりなものがあ

るわけでございますけれども、問題は海

外、主としてアメリカというよりな市

場に対します直接のマーケティング

、市場開拓ということにつきま

しては中小業者の集まりでもありま

す、また海外需要の点につきま

しては、こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

ういふ。こ

企業を抑制するところまでいき

得るわけでございますけれども、それ

は過当競争が非常に激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

つて、漸次弊害が激しくな

ういふふうに書かれてあるのですが、しかしこの法律を作るといふ前提は、軽機械といふは、まだほかにもたくさんあるけれども、当面ミシンと双眼鏡だけを取り上げた。そうして言うならば例外だと言われる登録を停止する、ここにこの法案の重点といふのを当面取り上げて、早急にやらなければならぬ、こいふふうに見られるのです、その点どうですか。

○小出政府委員 法律の適用を受けず業者につきましては申すまでもなく、法律自体に別表として掲げてあるのは、さしあたり家庭用ミシンと双眼鏡だけでございますが、これはこの法律の趣旨に基きまして、この法律の運用によりまして輸出の振興をはからなければならぬといふ条件を備えておるものが、さしあたりこの二つの業者であるといふことであります。これは言いかえますならば、既存の工業組合等の調整活動のみでは不十分である。それ以上新しい措置を加えなければ、このままではいけませんといふと、いろいろの弊害が出てくるおそれがあるといふ状態にまで立ち至つておるの、この二つの業界であるといふ趣旨であります。しかもそれは早急に手を打ちますと、先ほども申し上げましたように年々相当の新規企業の発生もありまするし、従いまして生産の数量等のワクの調整等につきましても、いろいろの弊害が起つておる。従つてせつかく価格協定をし、さらに有利な値段でもって輸出をしようといふ場合におきまして、せつかくそいふ態勢ができておるにもかかわらず、反面において片方からくずされていくといふふうな弊害を起しておるわけでありまして、そいふふう

うな意味におきまして、できるだけ早く手を打たなければならぬ状態に立ち至つておるの、この二つの業界である、こいふふうには判断した次第であります。

○勝澤委員 とりあえずこの登録の停止をして、新規開業を抑え、業界の安定をはかる、そいふしなければならぬものがミシンと双眼鏡だ、こいふふうには聞えるわけなんです。ですから新規開業を抑えて、業界の安定をはかるために登録の停止をしなければならぬ。登録の停止をするためには当然この法律が必要なんだ。そこで登録の停止といふところだけが重点になつて、ミシンと双眼鏡だけが選ばれたふうに見えるわけなんです。業界の意見はどうか、私たちのところにておられます資料によりまして、業界でも相当部分の人たちが反対をしておる、こいふ中でこの法案をかりに作つたとしても、この法案を運用する場合においても、この法案を運用する場合においても、一番重点になる業界の協力といふものがなければ、この法案といふものは、明らかに法律で規制をして、そいふ役人の統制によつてやるというのであつて、業者の自主的なものによつて自発的な輸出振興なり、あるいはまた品質の向上、こいふものをほかなければならぬにかかわらず、それを何か権力によつて押さへつけたものによつてやろう、こいふ思想が出ておるわけでありまして、こいふ業界の動きなりあるいはまたどうも先ほどから言われている登録の停止を目的のために、ミシンと双眼鏡だけ選んだのだ、こいふ理解になるのですが、それ以外の問題についてはどういふふう

○小出政府委員 この二つの業界を取り上げました趣旨につきましては、業界の要請もございまして、同時にこの法律の軽機械の定義にも書いてありますように、その業界の実情が、大部分は中小企業者であり、しかもいわゆる部品を他から買ひ入れまして組み立てる。いわゆる組み立てといつて、アッセンブル・メーカーであるといふ、こいふ生産体制であるといふことが、同じ軽機械の中におきましても、条件として掲げられておるものであります。さらにその大部分が輸出されておる。その輸出額におきましても非常に多額にのほつておまして、さらに將來輸出が伸展する可能性がある業界である、国際競争力も十分備えておる。こいふような実態を備えておられます面から申しましても、この二つの業界といふものが、この二つの条件を最もよく備えておる業界であるといふことがもう一つあるわけでありまして、

そこでたゞいま御指摘になりました登録の停止の問題でございまして、これは先ほども申し上げましたように、登録を停止することが目的ではございせん。登録制度をしき、その登録の条件といふものが一つの基準によつて与えられるわけでありまして、そのこと自体によりまして、相当品質の向上といふ目的を達成するのではないかと、それがそれだけの運用では不十分であつて、いろいろな弊害を起しましたときに、例外的措置として停止までいくといふわけでもございまして、当初から登録の停止を目的としておるわけではございせん。

相当な反対があるといふ問題でござい、か、かように考える次第であります。○勝澤委員 輸出といふことが中心にされておるわけでありまして、このミシンと双眼鏡で国内だけでやられておる業者といふのは、どういふふうな分布になつておられますか。

○小出政府委員 ちょっとあるいは御質問の御趣旨をとり違へておるかと思ひますけれども、双眼鏡の業界におきましては、国内関係のみをやつておる企業といふものは事実上ございせん。ミシンにつきましてはある程度ござい、か、かように考える次第であります。○勝澤委員 そうしますと国内外を問わずミシンと双眼鏡といふのは、言うならば形をかえた私は統制だと思ひます。そいふ新しい業界の安定といふ名目によつて、あるいは過当競争防止とかといふ名目によつて、当面ミシンと双眼鏡だけは全部統制をしてしまおう、こいふことになつてくると、私はこれはいろいろの問題があらうと思ひます。

そこで先ほどから登録といふ問題をだいたい言われておるのであります、が、一体登録をするといふことの目的は、品質の向上をはかるのが登録の目的だ、こいふふうには言われておる。それならば登録をしなければ品質の向上はできないのかといふ逆な考え方が出てくると思ひます。今日まで輸出が伸びてきた原因といふものは、やはり業者の方々がいろいろと努力をされた、あるいはまた皆さん方がいろいろと指導よろしきを得た、そのために輸出が伸びてきた、それで品質もよくなつてきた、こいふふうには思ひます。それを登録をしなければ品質の向上ができないのだといふ

ふりに考へて、そして登録をさせるために理屈として品質の向上というものをくつつけておるような感じなんです、どういふわけで登録しなければ品質の向上ができないのか。今までも品質の向上が当然行われてきたし、また行われてきたから輸出が伸びたのですから、その問題について、登録をしなければならぬ理由をもつと具体的に御説明願ひたい。

○小出政府委員 登録制度の一つの大きな目的は品質の向上ということにあるわけでございすが、従来家庭用ミシンなりあるいは双眼鏡というような軽機械類の輸出が非常に伸びてきたという事は、御指摘の通り品質が諸外国の製品に比べて優秀であるといふことはもちろん大きな理由でございすが、同時にございした日本の製品が世界の諸外国に比べて、非常に優秀な根強い国際競争力を持つておるといふ一番大きな理由は、何と申しましてもそれがそれほどの大きな施設を要しないで、主として人間の手によりまして組み立てられていくという、つまり日本人の技能に最もよく適した産業であり、しかも同時に、これはいいことか悪いことかは別といたしまして、現実の問題といたしまして、世界各國に比べてまだ労賃が安いというよりな点もございします。従ひまして国際競争力が十分にあるということが、輸出が伸びました一番大きな原因でございします。従ひまして品質はもろろん従来とだんだん向上してきておりますけれども、しかしながらさらに一段と輸出を拡大していくというためには、やはり現在のままでは限界があるのではないかと。もちろん

んそれは輸出検査というふうな方法もございすけれども、検査制度というものはむしろ粗悪品を出さないための消極的な品質維持のための施策にすぎないのでありまして、積極的に品質を向上していくというこのためには、やはり技術的な面あるいは設備的な面等につきまして特定の登録の基準を設けて、それを漸次高めていくということによつて、業界の技術の向上、品質の向上というふうなことに指導をしていく必要があるのではないかと、かように考へるわけであります。

統制という問題でございすけれども、今日まで非常に輸出が伸び、あるいは国内においても漸次生産あるいは価格等の調整が行われてきたのは、むしろ中小企業団体法等の既存の制度によるある意味における統制の効果でございまして、もちろんそれが官僚統制というふうな弊害を起すことは、厳に避けなくてはならないこととてございすけれども、そういう調整活動にさらに加へまして、一段と輸出を伸ばしていきまうためには、どうしても登録制度ということによりまして品質の向上をはかる必要があるのではないかと、かように考へる次第であります。

○勝澤委員 どうも品質の向上をはかるために登録が必要だといふ、その必要の度合いといふものが希薄のようには思ふのです。今日やはり品質が向上したから、あるいはまた賃金が安いから、国際競争市場においてわれわれの輸出が伸びた、こういうふうに見てくれば、もう少しつづ込んで、先ほどもお話をありましたように、スイスの時計工業のようにもつと労働者の賃金といふものを中心として考へるべきではない

だらうか、こういうことも、やはり今の説明のように登録をすることが品質の向上だといふならば、労働者の賃金を高めてやることも、ますます個人の技術を磨くということになり、品質の向上になると私は思ふ。それを登録という規制によつて、そして今日でもどんどんいふ品物ができていくのかかわらず、わざわざ一つの基準を作り、これではなればいかな、これではなればいかな、それを高めていくことによつて規制をしていく。それよりも、やはりお互いが競争し合うということになるならば、いろいろこれについて資金のあつせんを具体的にしてやることによつて、登録でなくてはお互いの競争というものは成り立つていき、品質の向上ということになつていく、こういふふうに思ふわけでありまして、いたずらに登録をさせることが品質の向上だと考へられることは、少し政治のやり方として、何かワクに当てはめてしまへばそれでよくなるのだという見方をされておると、業界からの反対も考へてみると、業界の実情についてどうもあまりよく理解されていないのじゃないだらうか、こういうふうに私は思ふのです。

そこで今度は、登録の基準の作り方が私は最も大事な問題だと思ふ。登録の基準の作り方によつては、業者の死活問題にもなるわけでありまして、今日設備という設備がないのだ、こういわれておる。その設備という設備がないといわれておるが、そこに登録の基準を設ける。そうすると現実に既存の業者の中でも相当部分の者が登録の基準に当てはまらぬといふことが、やはり初めから考へられなければ、登録の基準といふものはできないわけでありす。この基準の考へ方について一つ御説明を賜つたと思ひます。

○小出政府委員 登録制度の運用に当りましては、ただいま御指摘のようにならぬ、登録基準の設定ということが中心になるわけでございまして、この登録の基準を設定するにつぎましては、もちろん業界の実情といふことが一番基本になるわけでございす。従ひまして、これはもちろん通商産業省令によつて定めるわけでございすけれども、行政官庁の方において一方的にこれを設定するといふようなことはもちろんいたしません。まず基準を作るに当りましては、技術面、あるいは検査の面、あるいは設備の面、いろいろな角度から業界の意見を徴しまして、従ひまして既存の工業組合の方からむしろ原案を出していただきまして、これについて十分業界と相談をいたしながら、最後に納得のできたところで省令によつて公示をする、こういうふうな考へ方でいきたいと思つております。

それからもう一つは、この登録制度といふものが品質の向上というものを主眼にいたしております以上は、登録基準といふものは漸次高度化していくといふことにならうかと思ひますが、その場合におきましてやはりこの基準に適合しないという、これはあるいは登録制度を施行いたしました当初には、そういう例はほとんどないかと思ひますが、適合しないといふものが出てくることも当然予想されるわけでありす。その場合におきましては、最初に登録制度を実施するに当りまして、昨日も申し上げましたように、六

カ月という猶予期間もございすし、また将来基準を変更していきまう場合におきましても漸次不適格、不適合の企業といふものが出てくることとが予想されますので、それらの業者につきましてはいろいろその基準に合致するように誘導することはもちろんございすけれども、転換その他の必要を生じた場合等におきましては、これに対する資金的な援助というふうなことにございまして、十分政府として手厚く助成をしていく考へ方を持つております。

○勝澤委員 業界の意見を聞いて登録の基準を作るということなんですが、具体的に今通産省として考へられていく基準といふものがあるように私聞いているのですが、その基準の内容について一つ御説明願ひたいと思ひます。

○小出政府委員 登録の基準の設定につきましては、ただいまもお答えいたしましたように、業界の実情を十分検討いたしまして、業界の現実の姿を前提として定めるわけでございすので、あらかじめ行政官庁の方で原案を用意して、これを業界に押しつけるといふようなことは一切いたさぬつもりであります。従ひまして今日のところ基準につきましては何ら私どもの方といたしましては具体案を持つておりません。

○勝澤委員 そうしますとこの登録基準といふのは、今日及眼鏡なりミシンを作っているような零細企業でもみな当てはまるものだ、こう理解してよろしいですか。

○小出政府委員 登録の基準につきましては今申しましたように、われわれの方におきましてはあらかじめ用意した案

はございせんけれども、組合の方においてはある程度原案の試案というふうなものを御覧になつておるようでもございせんが、いずれにいたしましても登録制度を最初に施行いたしますにつきましては、もちろん相当の猶予期間もございせんけれども、事実上既存の業界の方は拾い上げられるようになつてゐるのじゃないか、かように考へております。

○勝澤委員 業界の意見という問題であります。業界自体がこの法案について相当反対がある、また各方面から出されてゐる、こういう中で登録の基準を作らうとすれば、勢いその中のある一部のものをだけを中心とした登録の基準になる。反対をしてゐる既存の業者というものは切り捨てられるという事は明白なんです。こういう立場で考へてみると、なおさら私は、登録の基準を作ることによつてある一部のものだけをこれで残つていく、こういうふうにならざるを得ないと思ふ。ですからやはり基本となるのは、この法律についての理解というものをと十分業界に広めて、業界の中から一人も反対がない、こういう立場でこの法律がみな喜ばれて実施されていくという事にならない限り、私は登録の基準の作り方というものは重大な問題だと思ふのです。その点いかがですか。

○小出政府委員 登録の基準の作成につきましては、ただいまも申し上げましたように、工業組合等におきまして自主的に一つの試案等もできておるし、また将来具体的に設定せられます場合には、組合の方からむしろ原案を出していただいて作るわけでもございせん。そこで今御指摘になりました業界

の内部においていろいろ反対があるのではないかと御意見でございせんが、組合の方を中心としたしまして工業組合において一応原案を作るといふ態勢でございせんので、この工業組合の組織なり運営というものは、これは民主的に運営されるわけでもございせん。業界内部において十分議論を尽して、一部の特定の役員と申しますか、幹部だけで独断で案を作るといふようなことはできない仕組みになつておると、私は了解をいたしておりますので、そこにおいて十分御審議の上で出してこられた案を尊重いたしまして基準を作つていきたい、こういうふう

○勝澤委員 今日のこと態であれば、この法律がなければ、今営業されてゐる、製品もできる、それが輸出に向いて生活をしてゐる。それが基準を作ることによつて、あるいは一部の反対があるかもしれないというふうな基準を作ることによつて、その基準から漏れた人は生活の根拠を失ふことになるわけなんです。それに使われてゐる従業員もまた同じことなんです。こういう点を考へてみると、私はわざわざ基準を作るこのこと自体が、大へん生活の自由を奪ふことになりはせぬか、こういうふうに思ふのですが、その点どうですか。

○小出政府委員 最初に登録の基準を設定いたしました登録制度をしくにつ

きましては、先ほども申しましたように、既存の業界の方がこれに適合しないために漸次整理されていくというふうなことをねらいにしておるわけではございせん。事実上既存の業界の方は登録基準に合致するように運営され

ていくと思ひます。従ひましてただいまお話のように、直ちに転廃業を余儀なくされ、あるいは失業者が出るというふうなことになるまいように運営をしていきたいと思ひております。

それから労賃の問題等にいたしましても、先ほど日本の労働力は安いといふことが国際競争力の一つの強味であるといふことを申し上げましたけれども、そのこと自体は決して望ましいことではございせん。むしろこういう登録制度によりまして、品質を向上し、輸出を伸ばすことによりまして、業界が立ち直るといたしまして、自然その雇用者等に対しまして、漸次その給与が改善されていくというふうな結果を来たすのではないかと、こういうふうに考へてゐるわけでもございせん。そういうふうな雇用対策という点から申しましても、やはりこういう制度は必要ではないか、かように考へる次第であります。

○勝澤委員 今の話の前後を聞いてお

りますと、事実上不適格者は出ない、こ

う言われておる。そうすると現在作つてゐる者については不適格者が出てこないのだ、こういう理解でよろしいですか、もう一度お伺ひいたします。

○小出政府委員 そういふふうに御了

解いたでいていいと思ひます。

術者を入れていかなければならぬ。こ

ういうことになるならば、その面につ

いて通産省として相当資金的な問題は

考へられておると思ふ。そこでやはり

具体的にこの品質を向上するために登録する――登録の手数料ばかりをとるのが目的じゃないようですから、やはりその登録をさせることによつて品質の向上になるのだ、その裏づけといふものは私は金だと思ふのです。具体的にどういふふうに考へておられるのですか。

要な設備資金のあつせんをできるだけやる。あるいは関係企業の間にいて企業の合同というふうなことによつて基準が得られるというふうな場合にお

きましては、そういうことを業界にお

いて望まれますならば、その方向に

指導していくというふうなことをいた

したいと思つております。ただ既存業者の中で従来から下請だけを使つておるとか、あるいは他人に生産制限のワ

クを譲渡するといふようなことだけで営業してゐるというふうな実態のものないわけではありせんので、そういうものにつきましては、できるだけ合理的な生産体制に切りかえていくといふふう

に持つていきたいと思ひます。

○勝澤委員 設備の問題につきま

しては大へん考へられてゐるようでありま

すが、それは登録をさせなければならぬといふことをやらぬといふことな

何をすると、今日作られているジュエ
 ルで大部分解決される問題じゃないが
 ろうか、あるいはまた既存の業界で
 られている方法において十分じゃない
 だろうか、こういうふうに思うのであ
 ります。これを見て、何かこの輸出
 振興事業協会を作るために、わざわざ
 ミシンと双眼鏡をくっつけてきた、こ
 ういうふうにどうしても理解するので
 ありますが、この輸出振興事業協会
 というのは一体何をすると、どこか、御
 明を承わりたい。

○小出政府委員　輸出振興事業協会と
 いうのは全く御指摘の通り新しい組織
 でございます。こういつた新しい組織
 をなす新たに作らなければならぬとい
 うことでございますが、それは

の法律の目的の一つの大きなねらいでございまして輸出をさらに拡大していくというこのためには、従来のような単に輸出業者の行います活動だけでは、海外に対する市場の調査、開拓という面が属かない面がございまして、メーカーとして新たに相手の市場の最終需要の動向を把握していかなければならないということが必要になってくるわけがございまして、そこで、そういったメーカーの段階におけるマーケティング活動、市場開拓の活動というものが必要であるわけでありまして、それには既存の制度だけでは不十分でございまして、つまり従来から工業組合とか輸出組合というものとございまして、それらはどちらかと申しますれば出荷の統制とか、価格の制限とか、いわゆる調整活動の方に重点があるわけがございまして、そういった積極的な海外に対するマーケティングという点につきましては手が届かないわけがございまして、従いまして、そういったことを行いますために、新たに業界を打って一丸といたしまして単一の協会を作りまして、ちょうどスイスにおきましてスイス型の時計につきまして時計商工会議所という単一の団体において行なっておりますのと同じように、この協会を設立しまして海外市場の調査とか、海外市場に対する正価の普及、あるいはPR、品質改善のための調査、試験研究というふうなことを中心といたしまして、その協会が業界全体のメーカー自身の団体といたしまして運営をして参りたい、かように考えておるわけでありまして、

○勝澤委員 そうしますと、現在日本貿易振興会というものがたくさんさんの予算で活躍されておるのですが、これでは不十分だからまたこれを作る、こういうことなんでしょうか。

○小出政府委員 輸出振興事業協会の行いますマーケティングの業務と既存のジェトロ、いわゆる日本貿易振興会との関係につきましては業務の委託をするという関係になっております。従いまして、この法律案の第四十六条第三項によって協会のマーケティング業務の実施段階につきましては、このジェトロというものに委託をして行なうでございまして、協会自身といたしましては、そういったマーケティング業務につきましての種々の計画の立案あるいは市場調査に関する計画の立案というふうなものを、この協会において行いまして、それを現実に実施する現実の委託業務をこのジェトロに行わせるという点で、その間両々相待って行なうということにございまして、実際上の重複はない、かように考えております。

○勝澤委員 そうすると、ジェトロや輸出組合とも協力しあつてやっていくのだ、それとこれもあわせてやるのだ、それとこれもあわせてやるのだ、何か今まで作られていたものでも十分じゃないだろうか。——ある相当の部分というのは委託をするのだ、こう言われる。ですからここでわざわざ輸出振興事業協会というものを作らなければならない理由が私にはますますわからない。従来あるものを強化していけばいいのであつて、わざわざまた別のものを作る。そうすると、あらゆるこれからの産業の中で出てくるものについては、また同じようにこういう形で作られる

のか。こういう関連から考えて、わざわざ作らなければならぬ理由について、もう少し一つ詳細に御説明願ひたい。

○小出政府委員 海外に對します市場の開拓、調査、いわゆるマーケティングの業務につきましては、もちろん既存の輸出業者の団体である輸出組合とか、あるいは海外に對する対外的な機関としてのジェトロ、貿易振興会というふうなものがあるわけがございまして、まず輸出業者の団体等につきましては、これはむしろ商社、つまり輸出商と相手方の輸入商というふうな関係におきまして、いわゆる輸出取引の折衝の段階が中心でございまして、実際のこちらの国内における生産者、それから向うの相手国におきまして、その輸入をしたあとの実際に製品を使います最終の需要者、言いかえしますならば、最終のエンド・ユースというものの對する実際の需要者の把握というふうなものにつきましては、これが不十分でございまして、それから例の貿易振興会の活動もやはりそういった主として貿易面におけるところの活動が中心でございまして、これと国内におけるところの生産者——実際の生産業者との連携という点につきましては、貿易振興会ではそこまで手が届かない組織になっておりますので、やはり国内の生産業者の態勢を整えまして、それと貿易振興会というものとで連携をいたしまして、貿易振興会の方においては対外的な活動をやっていただく、こういうふうな方向に持っていくのが一番合理的なんではないかという点で、こういう組織を作ったわけがございまして、その場合

におきまして、そういった国内の生産態勢を作らうということにつきまして、国内におきましては工業組合というふうな既存の組合がございまして、これに先ほども申し上げましたように、主として調整活動に専念するといふことでございまして、マーケティングというふうなところに手を伸ばす余力がないというのが実情でございまして、業界全体が平等の立場において負担をいたしました区域を運営いたします輸出振興事業協会を設立する、こういうことにいたしました次第でござい

○勝澤委員 現行の輸出振興会社は今日国内の調整だけで、市場開拓、こういうものをやる力がない、こう言われている。だからそれを強化したら問題ない。新しい別のものを別段作らなくても、現行の輸出振興会社を強化することによって十分活用できるのではないだろうか、こう思うのでござい

ます。わざわざここでこういう輸出振興事業協会というものをやる、このことあるいは業者自体がやっているものはいけないものであつて、お役所が作ったものをやるのが何かうまくいくのだ、こういうふうな考えられておる。基本的に、やはり仕事をやる人たちが、あるいは輸出をする人たちが、こういう人たちが喜んで品物を出す、あるいは喜んでその品物がどこへも売れていく、こういうシステムにするのが必要であつて、わざわざ法律を作つて法律で縛つて、その中で無理無体に規格を合せよう、ここに一つの問題点があるのじゃないだろうかと思ふのです。そこで、なぜ現行にある輸出振興会社と

いうものを余力がないと言われておるのか。こういう別のものを作るのだ、たら、これをもう一つ強化すれば十分足りると思ふのですが、その点はいかがですか。

○小出政府委員 先ほど余力がないと申し上げましたのは、輸出振興会社の問題ではございまして、工業組合というふうな調整活動をやつております団体について申し上げたつもりだったのでございまして、ただいま御指摘になりました輸出振興会社、これは双眼鏡におきましてもあるいはミシンにつきましてもあるわけがござい

ますが、この輸出振興会社というものは、一手買い取りというふうな形において、弱小のメーカーとサプライヤーとの間の企業取引を遮断することによって、取引内容を健全化するということが目的で当初発足したの、御承知の通りでございまして、その実態を見ますと、すでに御承知かと思ふのであります。いろいろ実は問題と申します。それはこの会社の組織の面につきまして、まず利害が相反しておりますところのメーカーとサプライヤーの代表によつて構成されておりますので、この運営が非常にスムーズにいかないという実態であることは、業界の内外においてひとしく認められておるところでござい

ます。そういったメーカーとサプライヤー間のいろいろ利害の対立、あるいはメーカーの内部におきましていろいろ企業の規模によりまして利害の対立等がございまして、非常に業務が円滑になつており、運営がスムーズに

いっていないというのが実態でござい

ます。

ます。

ます。

のが一番大きい組織であって、そうしてそのほかには別に別個の組合というものには現在ではないわけです。

○小出政府委員　こういふ調整活動をやっております工業組合のほかに協同組合が五つあります。

○松平委員 そこで、その協同組合はこの工業組合の中へメンバーとして入っておりますか。

○小出政府委員 入っております。

○松平委員 それから今度新しい法律ができる場合において、協会というもののメンバーはすなわち工業組合のメンバーと全然同じだということに了解していいのですか。

○小出政府委員 今度できまする輸出振興事業協会は、従来の団体と組織が少し変わっております、いわゆるメンバーというものは実質は同じであります。実際これを用いるのであります。総代会というものを中心に運営いたしますが、その総代会を構成いたしますのは、選出いたしますのは、既存の各組合の組合員の方から出てくる、こういうことにならうかと思ひます。

○松平委員 そうすると組合員というのは総代会の総代を選ぶという権限を付与される、こういうことになる。同時にこの人たちは工業組合のメンバーでもある。こういうふうな了解して差しつかえないわけですね。

○小出政府委員 正確に申し上げますれば工業組合のメンバーと申し上げますよりは、今度登録制度ができました場合の登録業者の中から総代会を構成するといふことになりまして、事実上は大體大部分はそういうことにならうかと思ひます。

○松平委員 そこで、現在やつておる工業組合の機能はどういう機能を現在持つておりますか。どういふ活動をしておりますか。

○小出政府委員 現在の中小企業団体の法に基く工業組合の行つ活動というものは、要するに、一口で申しますれば

調整活動、いわゆる出荷数量の制限でありますとか、あるいは販売方法なことをその機能として行なつておる次第であります。

○松平委員 そうすると、その工業組合は安定法時代の調整組合を、そのまゝ受け継いでやつておるといふわけであつて、新しい中小企業団体組織法に基いたところの法の精神、すなわち調整事業とともに事業を行つ、こういうものを新たに中小企業団体法の中では作つたのです。今まで調整組合ただ一点張りの安定法だけの精神ではいかぬのであつて、新しいアイデアとして、これに事業活動をやらせるといふ方向にしていくのが、いわゆる商工組合の精神である、こういうふうなわけでは理解して、あの法律を通したわけであるが、そうしますと、この双眼鏡の工業組合というものは、調整事業だけでもつて事業をやつてない、事業組合ではない、こういうわけですね。

○小出政府委員 主として調整活動を中心に行なつておるといふことでございまして、今お話のように中小企業団体の法によりまして、調整事業のほかには経済事業もできるわけでございます。現在経済事業もやつておりますが、それはある程度、年末に金融措置をやるというふうな程度の経済事業は、同時に行なつております。

○松平委員 次官にお伺ひしたいのだけれども、中小企業組織法をわれわれが苦労して一年以上もかかつて作つたというものは、いわゆる不況時における過当競争にどういふふうに対処するかというところで作つたのであります。その根本精神は、中小企業をいかに組織化して、大企業にも対抗して、工場

を發展さしていかなければならぬかというのがねらいである。鮎川さんなどもそういう趣旨に賛成したわけですが、当時の状況としては、これが、そういう根本的な思想とは若干ずれたやうな関係になつて成立したものであります。しかしわれわれはこの精神を生かして、あくまで現在の中小企業といふものは、中小企業の憲法といふべき団体法、われわれはこれを団体組織法といふふうになつて直したわけだが、この組織法に基いてやつていかなければならぬといふのがわれわれの思想なのです。ということとは、日本の中小企業全般として、もう少し民主的に活動さしていく必要があるのではないか。聞くところによると、この工業組合といふものは、かなり内部がごたごたしておつたやうであります。派閥抗争が非常にありまして、何々党であるかのごとく派閥抗争が激しく、ある場合には理事長に反対派が出れば、今度はそれが次に落されるというところで調整事業を五、六年の間やつてきた、こういうふうなわけは聞いておるわけでありまして、そういうことでこれは頭が未熟なのだ。双眼鏡の人たちはまだ民主主義の運営になれていないのです。そこでこれをやはりもう少し育てていく必要があるのではないか、もう少し正常化していく必要があるのではないかと。(笑聲)これは笑いごとではない。日本の民主主義の行き方は、下手をすると民主主義といふものは与えられたいものであるから、われわれは努力しない、途中でもつてそれを挫折させてしまふ。ところが憲法にいつておるがごとく、日本の民主主義といふものは、すべて日本の法律、最近できた法

律は、民主主義をどうやつてわれわれが努力していかなければならぬか。つまり何々しなればならぬとか、努力をしなければならぬといふ法律体制といふものが、今日の多くの法律の用語となつて現れておるといふことは、お互ひに民主主義を育てていくために、しばらくの間努力をしようじゃないか、こういう考えから出発しておると思ふのです。従つて双眼鏡の組合においても栄枯盛衰常ならず、波瀾曲折を招いておるといふようなことを、だんだんとなくしていくように指導していかなければならぬ、こういうふうな思ふのです。ところが、今聞けば、調整組合といふものが、今度は性格を変えて事業もできるやうな法律になつて、幾分か事業もやつておるわけであるけれども、こういうものに事業をもつとどんどんさせていって、その間において民主主義的な運営の訓練を双眼鏡の人たちにさせていく、そういうことをしばらくの間続けていくのが、日本の民主主義のあり方あるいは中小企業のあり方としてはそういう道かといふこと、中小企業団体組織法といふものを作つたわけですが、従つて政府はこれにもう少し力を入れてやつて、これにいろいろなことをやらせていく、いきなり官僚制的な権力をもつて、上から君たちはもう民主主義の資格はないから頭から権力でやるのだといふことでなくて、もう少し親心がなければならぬ。従つてその意味におきましては、むしろ既存のものをもつと育てていって、その足りないところをいろいろな法律的な保護政策なり、不足のところを補つていくという

補完的な法律体制というものを整えてやる、こういう行き方がいいのであつて、いきなり彼らはどうも内部であまりごたごたするから厳罰をもつて臨むやうな統制方式でびしゃつとやつていくといふことは、少し民主主義の方向からいへば逆戻りというか、そういう印象を受けるわけですが、全般論でありますから一つ次官の御見解を承わりたいと思ひます。

○大島政府委員 一応ごもつものやうに伺ひますが、ただ従来調整組合で何とかやれるものだという考えのもとに調整組合といふものが推進されたと思ふのです。ところが実際やつてみると調整組合は案外に能率が上らないのです。そこで皆さんとともに中小企業団体法による組合を組織しようといふやうなことで、できたところは存じておるわけでありまして、ところがこれに対して、率直に言つて各組合とも調整組合があるのに、また中小企業団体法による組合を作ること何重復ではないかといふやうなことで、作ることを大部分が非常に逡巡しているのです。ですから私たちはその面においてはできる限りその中小企業団体法による組合をどんどん作つて、運営の妙を行へばいい、そうすれば相当効果があるのではないかと思ひます。今申すやうにそのやうなことであまり設立もしなければ、できたものでもなかなかうまく運営してないといふのが業者の方の現実なんです。今度出す法律といふのは、それはそれとして、貿易の面については先日できました貿易振興会、国内のメーカーその他の調整あ

いった保護政策を加えたことがあるか、どういった助長政策を加えたことがあるか、私とも見ておきますと、開発銀行の資金は一銭もミシン工業業には出ておりません。ミシンの資質が悪いか、あるいは技術がドイツのもの比べてどうも劣っている。それにはもう少し施設を増強してやらなければならぬということ、どこかにお話をして金融的な裏づけをしてやるのか、そういう親心をもつてやったことがあるかどうか。開発銀行の資金につ

て、シンの場合は若干出ておりますが、双眼鏡の場合は全然出ていないが、これは一体皆さんの方で、何かをういう話を政府部内でしたことがあるかどうか、あるいはしたことすらないのかどうかということをまず伺っていただきたい。

○小出政府委員　ミシンなり双眼鏡というふうな軽機械に対してまして、従来から政府としてどういうような助成と申しまするか、援助を与えてきたかというお尋ねでございますが、もちろん

これらの業界が中小企業が主であり、また輸出産業として重要な業種でございますので、われわれといたしましてはできるだけの各種の優遇措置を講じたいということでもちろんそれは通産省だけではできない問題が大部分でございますので、必ずしもわれわれの意図通りには参っておりませんけれども、ある程度税制の面あるいは金融の面ないしは技術の向上というふうな面において優遇措置をいたして参ったのであります。

具体的に申しますと、まずミシンにつきましては、税制の面につきまして特別償却制度を適用いたしておることと

は御承知の通りであります。双眼鏡につきましても同様に光学レンズについては特別償却を適用してゐる。それから物品税の關係につきましても、ミシンはございせんが双眼鏡につきましても、実はたゞいま問題にいたしまして、三〇%の物品税をゼロにするようにたゞいま交渉してあります。その他税制面におきましては輸出所得控除の關係でありますとか、あるいは高性能の外国機械を輸入する場合の輸入税の免除の問題でありますとか、あるいは五割増し償却というようなものを適用するというようなことを税制面においてはミシン、双眼鏡類——これは他の軽機械、カメラとか時計等についても、やはり同じような措置をいたしておりますがやっております。

それから第二は金融面でございますが、金融面につきましては、たゞいま御指摘になりました機械工業振興法によりまして、特定業種に指定されておりますミシンにつきましては、開発銀行の特別融資、特別金利の五分五厘の安い金を融資するというのをあつせんをいたしております。ミシンにつきましては部品の二十五社を推薦いたしまして、現在約一億六百万円だけの貸付が決定しております。一部はすでにその金が貸し付けられておる状況でございます。ただ御指摘の通り双眼鏡につきましても、実はそういう開

発銀行の特別融資の対象としてまだ企業態勢が金融機関の側から見ました立場におきましては、やや不十分な点もございまして、これはむしろ逆に今後登録制度その他によりまして、だんだん企業の確立をはかつていくことによつて、できるだけこの線に乗せてい

きたいと考えております。それから特別融資じゃなくて一般の融資、つまり開発銀行の——一般金融機関よりは金利は安いわけでございますが、特別融資でなく一般の融資につきましても、これは昭和二十六年以降やつておりました、ミシンについては特定の費用にすでに五千万円ほどの貸付が推薦されております。

それから最後に技術関係の措置でございますが、これにつきましては同じく中小企業輸出振興策補助金という制度がございまして、これは技術関係でございますので、テーマがやはり優秀でなければならぬわけでございますが、そういう優秀なテーマにつきましても、すでに数件の適用がありまして補助金が出ております。そのほか工業技術研究補助金でありますとか、あるいは自動車関係の振興資金の補助金、これはミシンなり双眼鏡、いずれも開放研究所というものがございまして、この開放研究所等に対しまして補助をいたしております次第でございます。なおついでに、これは従来からやつて参りました措置でございますが、さ

らにつけ加えて申し上げますが、今回の法律が通り、また予算をたゞいま大蔵省と折衝いたしておりますが、大蔵省へ提出いたしておる予算といたしまして、先ほどの輸出振興事業協会に対しまして、その行いますマーマケティング事業に対する補助として二億三千万円を要求いたしております。従いましてこれが認められますれば、この負担金という制度も事実上この政府の補助によつてまかなえることにならうかと考えております。

○松平委員 若干そういう補助政策といひますか助成政策を講じてきていますことは私も認めますけれども、一体日本の製品としてミシンの場合、あるいは双眼鏡の場合、どういふところが外国の製品と比べて劣つてゐるのですか。どういふふうに品質を向上すればいいというお考えなんですか。

○小出政府委員 私は技術者じゃございせんので、具体的にどの部分をどういふふうに改良すればいいということにつきましては、私自身がお答えする能力を持っていないわけでございますが、おそらく現在の段階におきましては、品質の面につきましても、もちろん外国の製品に劣つておると申しますよりは、これは先ほど御質問がございまして、これは日本の製品は世界にいろいろな面において最も優秀な国際競争力を持つてゐるという点においては、これは申すまでもないのであります。しかしヨーロッパ、西ドイツその他いろいろな技術的にすぐれた諸外国等と今後競争し、さらに輸出を拡大していきましますためには、やはり不

断に品質の向上をはかつていかなければならぬ、もちろんそれがためには具体的にどういふところをどういふふう

に改良すればいいかという問題につきましても、業界自身におきましても開放研究所等におきまして、いろいろ研究してきていたしておるわけであり

ます。政府の方といたしまして、工業技術院等に技術補助金等を与えます場合において、専門の技術家の間に

いて検討して、できるだけ品質向上に対する措置をとつていきたい、こういうふうにご考慮しております。

○松平委員 それはやはり局長は技術家でないからこまかいことはわからぬのは当然だけれども、しかしこ

ういふ法律を出してゐる限りにおいて

は、一体ミシンはどういふところが外

国と比べて劣つてゐるかということ、双眼鏡はどうか悪いのだといううなことを知らなくて何ができますか。これは根本問題じゃないか。この根本問題がわからなくてこれを振興させようというのはおかしいと思う。ただ一方

の方で過当競争だからといって、過当競争だけ抑えて、法律の中には技術の

向上とかいろいろ書いてあるけれども、その具体的なことが全然通産省で

つかめていないということでもつて、これをどうやって向上するといふの

か、私はそれはおかしいと思う。あなたが技術家でないからわからぬというならば、一つ技術家を連れてきて説明してもらいたい。

○小出政府委員 たゞいまここに私以外に技術家がおられませんので、今直ちにここで具体的にお答えすることはできな

いかと思ひますが、品質向上といふことは、先ほど申しましたように、

外国の製品に比べましてここが劣つておるからこれを改良するんだといふこ

ともありましようけれども、本来ならばほうつておいても相当輸出は出ようかと思ひます。思ひますけれども、しかしこれにはやはり限度がございまして、従来からの本来の強みである国際競争力だけになつていくわけにはいかぬ、従いまして、今後むしろ品質を漸次高めていく、こういうことがねら

いでございまして、現在の品質の粗悪な点を改善していくという消極的な面よりは、むしろ今後高めていくというところに主眼があるわけでございます。

○松平委員 私はミシンはジュエリー・ミシンをかつて同僚諸君と見に行つたことがあるが、そのときに日本の工業

ミシンというものは世界的になつておる、そしてパテントを海外からも買

受けた。これはどこに原因があるかという、ミシンがよくつたという原因は、技術者の中に数学に特にひい

た者があって、その数学によつてびよりの打ち方をきめて、その数学的な判断によつて、計算に基いてどこにびよるを打てばいいかということによつて安定度を保つたということを言つておる、そこで日本の工業ミシンのごときは海外に殺到して出でる、こういうことを私は聞いたことがある。双眼鏡なんかにおいてもそれと似たようなことがあるのじゃないかと思う。外国と比べて悪いところを直すのではなくて、現在のままでも死れるけれども、もう少しこれをよくした方がいい、こういうふうなことをおっしゃるけれども、しからば一体どういふところをもつとよくすればいいかということ、を、われわれつんぼさじきでもつてだれも知らぬ。国会の審議においても全然そういふ一番大事なところは知らぬで、めくらでおつて、つんぼさじきで審議をしておるといふことはなほだどうもどうかと思ふ。そこで今ここに

おるとこの課長なりなんなりといふ者も全然そういふことは知らぬのか。どこをどう直していけばいいか。品質といつてもばく然と品質といふだけではわかりません。レンズがどうだとか、あるいは側がどうだとかいふことがあるでしょう。そういうところをも少し実情を把握していただきたいが、知つてゐる限りこゝでしゃべつて下さい。

○小出政府委員 たいだいま技術的な面についての品質向上の具体的な例を示せというお話でございますが、こゝで答へることができないのはまことに申しわけないのでございますけれども、ただいまここに技術屋がおりませんので、あらためて後刻資料により

まして御提示申し上げたいと思ひます。○松平委員 双眼鏡は世界で一番優秀なものを作つてゐるのはドイツだと聞いておるけれども、ドルに直して、アメリカで売られてゐるドイツの双眼鏡一台の値段と日本のものの値段とは、どのくらい開きがありますか。

○小出政府委員 いろいろな場合がございまして、西ドイツの製品につきましても、大体百ドル前後というのが普通のようでございます。これに對しまして、日本の製品は二十五ドル以下というふうな相当の開きがあるようでございます。

○松平委員 そこで四分の一くらいの値段であるけれども、品質から見ても本のは四分の一なのか、それともドイツに比べて何倍かという能力があるのか、お聞きしたい。

○小出政府委員 品質の点につきましてはその差をパーセントで示すといふことは非常に困難であらうかと思ひますけれども、先ほど申しましたように、日本の製品は品質的には現在諸外国のものに比べて特に劣つておるといふことはございまして、西ドイツの製品に比べてましてその開きは、かように考へております。

○松平委員 委員長に申し上げたいのだけれども、今議論を聞いてもわかるように、品質はパーセントでもつてはかることはできないというけれども、今日科学の時代、検査機械の発達してゐる時代においては品質はパーセントではかれると思ふ。ところが今の答へは全部勘でもつて言つてゐるだけで、こういうことはないだらうと思ふとか、こゝろだろうと思ふとかいふような

ことになつております。私はこれは根本の問題だと思ふ。だから、これは今資料を出すと言われたけれども、一つ正確な資料を出してもらいたい。委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○長谷川委員長 お答へ申し上げます。私は、現在の日本の双眼鏡がかくのごとく大きく飛躍したゆゑんといふものは、世界の技術の中で最もまさつてゐるからである、こゝろ今日考へております。しかしなほお各国とも日本の双眼鏡に負けないで、より以上自国の輸出を向上させようとして現在競争をしております。ですから、その競争に負けないために日本の技術をより以上向上させていくために――漫然としてゐることはできないので、より以上技術を向上させなければならぬといふのが、おそらく通産省の考へ方であらうと私は考へます。でありますから、そういうような点についても、もつとこまかにこれを出せといつても、劣つてゐる困がまさつてゐる国と比較するならば、日本はまさつてゐると思ふので、その資料を出せといつても、なかなか完全なものを出し得ないと思へる。だから、現在の日本の技術に並行して各国とも技術の競争をしてゐるこの際であるからこの日本の技術を低下させてはならない、より以上向上させなければならぬといふ点に重点があると私は考へます。従つて、この上にあなたの方においてその資料がお出しになれるならば、まことにけつこうだから出してもらつて参考にしたいと思ひます。

○松平委員 政務次官みたいな答弁をしてもらつたが、それは一つ出してもらいたい。そこで今に關連してお尋ねしたいのですが、今あなたの説明によると、双眼鏡については、あの機械産業の臨時措置法でしか、あれにないので開発銀行の金を出していない、こゝろお答へであつたと思ひます。それからもう一つのその理由をいたしましては、アッセンブル・メーカーであるとか、あるいはそれだけの企業対象になつておらないもの、こゝろいふことであらうと思ひます。私もまさにならうだらうと思ふ。そこでお聞きしたいのは、今ちよつとあなたのおげた数字は間違ひじゃないかと思ふ。商工中金が五億のワクをこゝへ設定したといふことを言われたけれども、そんな大きなワクを双眼鏡には設定してゐると思へぬ。われわれの調べたところでは五千万円になつてゐるのだが、君の方は一

つ多いんじゃないか。

○小出政府委員 先ほど申し上げました商工中金の五億円のワクといふのは、双眼鏡輸出振興株式会社の運轉資金、買取資金として五億円のワクを設定してゐることは間違ひございませう。ただ五千万円といふのは別にございまして、これは年末融資のワクであります。

○松平委員 その五億のワクの中で、現在實際に出てゐる金は幾らであるかといふこと、それから別に五千万円のことで實際に出てゐるのは幾らであるか、それをお聞きしたい。

○小出政府委員 双眼鏡輸出振興株式会社に対する五億円のワクにつきましては、ワクが今確保してあるだけで、

現実にはまだ出ておりません。これはまだ買取資金としてそれだけの必要がないといふことであります。必要が生ずればそれだけのワクを出し得る、こゝろいふことになつております。

それから五千万円のことにつきましては、年末を控へましてのワクといふことで、現実には今のところ具体的な数字を持つておらないのであります。

○松平委員 それはワクはできたが出でないといふことは、これは業者がその金繰りに困つてないといふのか。つまりワクはあるけれども、それだけの金は要らないんだといふことでもつて借りないのか、もしくは商工中金がや

○小出政府委員 先ほど申しました五億円というのは年末資金ではございませんで、輸出振興株式会社の買収資金の方でございませう。それはむしろ需要期である関係から申しまして、事実上そういう資金が必要でない、こういうことでございませう。

それから年末資金の方は時期的な関係からいたしまして、おそらくこれから具体的に出てくるかと思ひますけれども、今のところまだ現実にはそうならないわけでありませう。

○松平委員 年末資金は大体十二月十日でこの銀行でも締め切つておるわけでありませう。あなたはもういふことに基いてこれから出てくるというふうに御答弁になつておるのか、それを伺ひたい。

○小出政府委員 今具体的に五千万円の中で、どれだけ貸付が行われたかという数字は実は持つていないのであります。もちろんそれは手続としては進められておると思ひますけれども、具体的に現実の貸付額というものは、もし御要求がございすればさらに調査いたしまして、後刻資料でお答えいたしたいと思ひます。

○松平委員 調査の必要はありませう。私が調べたところでは三千三百万円出ておる。そこですべて今お聞きの通りに私の方がよく知つておつて、あなたの方が知らぬ。業界についていろいろばかな話はないと思ひます。五億のことについても、一億五億という金はいつごろそういうものは必要なのか、一億需要期はいつといつです。私は知つておるのだから慎重に答えて下さい。

○小出政府委員 需要関係から申しますと、御承知でしょうけれどもクリスマスが一番最盛期です。従ひましてそういう関係が今順調に行つておりますために、むしろ買収資金が要らない、こういう結果になつておると思ひます。従ひましてそういうワケだけが用意してある、こういうふうな関係であります。

○松平委員 そうすると通産省全体の考え方は、税制の面、あるいは金融の面で、この業界をとにかく育てていきたい。将来ももっとこれをいゝわゆる国家の助成政策によつて向上させていきたい、こういうことは私も了解しているのですが、今後その方針をむしろもっと積極化していこう、こういうつもりなんですか。

○小出政府委員 申すまでもなく、これはミシン、双眼鏡に限らず、中小企業なり輸出産業全般につきましては、そういう考え方で今後も積極的に進めるだけの手は打つていきたい、かように考えております。

○松平委員 ミシン、双眼鏡に限らずと今おっしゃつたけれども、私の間にはそうではなくて、ミシン、双眼鏡に限つて他のものよりも、もっとやつていきたいというお考えであるかどうか、これを伺つておるわけです。

○小出政府委員 通産省の所管しております産業はたくさんございまして、いろいろ同じ機械という中にも、カメラとか時計というふうなものもございまして、特にご覧になっておると思いますが、特に今輸出振興という具体的な趣旨で、特別な法律を用意した業界でございまして、できるだけミシン、双眼鏡には特

に重点を置いて考えていきたい、かように考えております。

○松平委員 私はその答弁で非常に満足します。これは日本の産業というものの今後の行き方というものを考える、雇用関係というものは非常に重大である。これを考えた場合にやはり精密工業、これに対して助成政策をとつていく、今は重化学工業重点でありませう。それもいゝでしよう。しかし将来の日本のことを考えてみると、どうしてもこれは精密で、原料の安いものでもって、労働の価値の高いものを作つていくというところに、政府はポイントを置いて、それに保護政策を加えていくのが、日本の産業の行き方であらう、こういうふうには私がかねてから主張しておるのであるから、今あなたの御答弁に私は満足するのであります。

○小出政府委員 申すまでもなく、これはミシン、双眼鏡に限らず、中小企業なり輸出産業全般につきましては、そういう考え方で今後も積極的に進めるだけの手は打つていきたい、かように考えております。

○松平委員 ミシン、双眼鏡に限らずと今おっしゃつたけれども、私の間にはそうではなくて、ミシン、双眼鏡に限つて他のものよりも、もっとやつていきたいというお考えであるかどうか、これを伺つておるわけです。

○小出政府委員 通産省の所管しております産業はたくさんございまして、いろいろ同じ機械という中にも、カメラとか時計というふうなものもございまして、特にご覧になっておると思いますが、特に今輸出振興という具体的な趣旨で、特別な法律を用意した業界でございまして、できるだけミシン、双眼鏡には特

に、法律を施行します場合に一律に非常に高い基準を設けますと、いろいろそれに非常な不適格な業者もたくさん出てくるわけでありまして、むしろ業界が混乱するということも考えられますので、さしあたりは必要にして十分な最低の基準のところから出発はいたしますけれども、漸次この基準は品質向上というところの趣旨から申しましたも高めていく、しかしあまり高きに失するということも考えものだと思ひますので、その辺は業界の実情と輸出の伸び方等とにらみ合せて逐次基準を改善をしていく、こういうふうな方向で行きたい、かように考えております。

○松平委員 産業のことを考えると、過当競争をやめさせていくという場合において、必要な措置をとる。しかしながらその措置の中において生きておるところのこの業界は、世界的にいっつもっと品質その他を向上していかなければならぬ、そういうことでありと思ひます。ですからどうしても助成政策をとりながら、一方において過当競争を防止していく、この二本建ていくべき政策であらうと思ひます。従つてなると、極端に基準を上げるといふことは混乱を起しますからできませんけれども、逐次これを上げるといふその考え方は私も賛成なんです。しかしその場合において一次的に混乱を防止するといふようなこと、あるいは特に必要があると思つたときはというふうなことで、一方的に政府の考え方だけでもって登録を停止するということの規定しているわけだけれども、私はこれはいゝゆる官僚制式な現われじゃないかと思ひます。ですから、むしろ基準

を高くきめて、そしてその基準にはずれたものは、しかも現在その業種、業態を営んでおるといふようなものは、その基準になるべく早く年限を切つて六カ月なら六カ月、一年なら一年以内にその基準に達するように、政府でもって技術者の研修会を開くとか、あるいはまた施設に対して融資のあつせんをするとかいうようなことでそこに持つていく、こういうことにされることとが私は一つの方法ではないかと思ひますが、その考え方に対しては当局はどういう見解を持っておりますか、それをお聞かせ下さい。

○小出政府委員 今、松平先生のお述べになりましたような行き方も一つの行き方ではあらうかと思ひますのでございませう。先ほど申しましたように、何分にも非常に詳細な企業が大部分でございまして、登録の基準を初めから高いところに置いて、そこにたとい数年間の猶予期間を置きましても、なかなかそこまで一挙に持つていくということは非常に困難であらうといふふうに考えます。従ひまして、先ほど申しましたような漸次ステップを踏みながらだんだん上の方に上つていく、こういうふうな関係で行きたい、かように考えております。

なお登録の停止につきましては、官庁の方で一方的にやるといふようなお話でございませうけれども、これは中小企業団体の法五十八条の命令発動の要件と同じ要件を具備している場合における停止措置の権限が与えられておるわけでありませう。従つて具体的に中小企業安定審議会というものの議を経まして、その登録停止措置を発動する、こういう段取りになりますので、その辺

を高くきめて、そしてその基準にはずれたものは、しかも現在その業種、業態を営んでおるといふようなものは、その基準になるべく早く年限を切つて六カ月なら六カ月、一年なら一年以内にその基準に達するように、政府でもって技術者の研修会を開くとか、あるいはまた施設に対して融資のあつせんをするとかいうようなことでそこに持つていく、こういうことにされることとが私は一つの方法ではないかと思ひますが、その考え方に対しては当局はどういう見解を持っておりますか、それをお聞かせ下さい。

は十分関係方面の意見を聞きながらやる、こういうことにならうかと思ひます。

○松平委員 ちよつとお伺ひしたいのですが、登録制度を採用する場合におきまして、たとえば繊維産業設備臨時措置法に基いて機械の登録、その他をいじりました。登録制をしくという場合において一時的な都合でもって登録を一時中止するといふような、かつてそういう立法措置がございましたか。これは許可、不許可の場合におきまして、一時的にこの産業は数年の間全然許可しないのだ、一体こういうような立法措置といふものはございますか、先例を承わりたい。

○小出政府委員 先例としましては輸出水産業臨時措置法でございますか、それにそういうものの例が一つござい

○松平委員 その輸出水産業といふのは、サケカン、カニカンといふような、あるいは魚介物の加工品の製品を作つておる会社に対してとつた措置ですか。

○小出政府委員 カン詰なり冷凍関係の業界についてとられた措置であります。

○松平委員 いつその法律ができたか。

○小出政府委員 数年前だと思ひますが、正確な年月日を覚えておりませんので、後ほどこれも資料によりましてお答えしたいと思ひます。

○松平委員 私はこれは異例な立法措置であらうと思ひます。登録制度といふものは許可制度ではない。それを一方的な都合によつて一時登録をやめてしまふといふことは、職業の自由と

いうことかといふと、よほどこれは問題になることではないかと思ひます。団体組織法の強制加入についてあれだけの議論が起つたことは、皆さんも御承知の通りであるが、憲法の規定に基く職業の自由といふものを一時的に停止するといふことは、これはどういふ法律の根拠に基いてそういう立法措置が加えられていくのか。憲法の保障しておるところを例外規定としてやる場合には、公共の秩序であるとか、あるいは公益であるとかいふような場合について、立法の例外が認められてゐるわけであつて、それ以外の自由といふものに対しての束縛といふものはないはずである。しからばこれを一時的に停止するといふ自由の束縛をここに現わしてきたといふことは、法理論としてどういふ根拠に基いてお

○小出政府委員 登録制度といふものをしき、場合によつては登録の停止も行うといふような制度が結局憲法に保障されておる職業の自由を阻害するといふような趣旨におきまして、法律上の根拠が非常に疑わしいのではないかと、こういうような御質問だと思ひますが、確かに憲法の第二十二

条におきましてはすべて国民は職業選択の自由を有し、公共の福祉に重大な影響を及ぼす場合を除いてはこれを制限してはならないといふ条文はございします。これは結局具体的に登録制度といふものは、ある意味におきましては職業の自由に対して一つの制限といふ結果を来すといふことは、これは否定できないと思ひます。これに従ひましてその間の憲法上の問題等につきましては、十分われわれも検討を

加えたのでございしますが、この法律の趣旨から見まして、この法律の本旨が御承知のように輸出の振興といふところに基本があるわけでありまして、しかも輸出の振興といふことは日本が自立していきまする上におきまして国策の基本であり、しかも最大の急務であるといふ現実があるわけでありま

す。しかもその輸出振興という国策の一番大きな一端をなつておるものが、この機械といふ業界でありまして、従ひまして粗悪品が輸出されるということになりますと、結局日本の輸出全体の成果を傷つけるということでありま

す。それを防止すると同時に業界全体が安定し、共倒れにならないようにやつていこうというのが登録制度の趣旨でございまして、その意味におきましてはこの程度の制限はやむを得ないし、また憲法上も、その点につきましましてはいろいろ先ほど申しました輸出水産業振興に関する法律は一つの例でございしますが、その他のい

つものものが中核的でない業界におきましては、それにかわるものとして登録の停止といふことで、しかもそれは一時的に業界の秩序が回復するまでの臨時的な措置として行つたことと

ございまして、これはそういう一つの特種な措置といふ意味におきまして憲法上の見解におきましてもこれは有効である、こういう趣旨の法律的な検討を終えまして提案申し上げた次第でござい

○松平委員 これは議論が分れるところであらうと思ひます。国策のために憲法を曲げちゃいかぬ。国策も憲法の範囲内においてやらなくちゃならぬといふことなんです。ですから、国策を曲げるような措置がなされてはならないわけだ。そのことは小出君もよく御承知だろふと思ひますが、私どもの考へにおきましては、今の憲法第二十二條のところに該当するかどうかといふことは、私は非常に疑問に思ひます。むしろそれを逸脱しているのではないかと、こういうふうに思ひます。

次有機會に譲りたいと思ひますが、最後にお伺ひしたい点は、これは重複するようでありま

○小出政府委員 先ほど来御意見を賜わっておりますように、既存の工業組合というよりな制度、これが民主的な運営になるまでには、もうちょっと時間がかかるかもしれないけれども、そういう未熟な段階を相当の経験を経て、これを成長させた上で、その組合にこういつた機能を持たせるといふ行き方の方が、民主的ではないかという御意見もごもっともだと思うのでございますが、先ほど政務次官からもお答えがありましたように、この工業組合が調整活動の面だけをとりえまると、これは実は相当の長い経験を経ておるわけでありまして、しからば経済事業の面はどうかということになりますと、これはもちろん中小企業団体の法の成立以後の問題でございますので、まだ経済事業らしい経済事業もやっていない。しからば今度の輸出振興事業協会というものの行います事業は、経済事業の一種ではございますけれども、しかしこれはきわめて限られた海外に対する広報宣伝という特殊な面を担当するものでございまして、工業組合の一般の金融事業というふうな経済事業とはおのずから性質も違ひし、機能も違ひという考え方に立つておるわけでございます。しかも現実の問題として見ました場合におきまして、もちろんそれは業界全体が非常に民主的な運営に習熟し、アウトサイダーもなく、業界内部においてもほとんど利害の対立もないというふうな状態でありましたら、また格別でございますけれども、先ほど双眼鏡輸出振興株式会社の運営の例から申しまして、もうどうしてもそういう点に習熟す

るといふことも非常に早急には期待できない。しかも一方現実の事態といふものは、相当急を要するような事態になつておるといふことでございまして、しかも輸出振興事業協会の運営が、非常に官僚統制的であるというふうな印象をあるいはお持ちかとも思いますけれども、輸出振興事業協会の運営につきましても、総代会という業界の実情なり総意を反映し得る組織を中心にして運営されますし、事実上それを執行する執行面の役員につきましても、御承知のように、この法律の建前が全体から負担金を取り相当多額の金が集積される。そういうものを運営していきまします場合におきましては、むしろ直接業界人自身がこれをするといふことよりは、むしろそういった面に知識経験の豊富な人が、公平の立場においてこれを行なうことが必要であらうという意味で、こういうような組織を作つたわけでございます。従ひまして工業組合というものが非常に合理的に発展し、その本来の目的の通りに民主的に成長したといふことで、今後問題なくスムーズに運営されるという段階になりますれば、なるというところが近い将来において非常に可能性があるといふことが、現実に見通し得ます場合におきましては、また考え方も違ひかと思ひますけれども、現実の事態がそうなるということは、ほとんど現在の状態から判断いたしますれば期待できない。しかも一方において、この考え方のいたしまして、工業組合の機能と輸出振興事業協会の機能とは、全然別個の機能を持つておるといふ意味におきまして、そういう組織を別に考える。

○松平委員 もう一点伺いたいのは、この協会というものができれば、その事務費なりあるいは一手買取融資のワケのあつせんなりといふようなこの機関を育てていくための保護措置といふものは、政府でどういふ措置を講ぜられるつもりなんですか。

○小出政府委員 輸出振興事業協会が今後事業をいたしていきましますにつきますと、政府としては、もちろんいろいろな面で助成措置を講じていきたいと思つております。これにつきましても、先ほどもお答えいたしましたように、すでにただいま大蔵省と折衝いたしております三十四年度の予算内容におきましても、その輸出振興費の補助といたしまして約二億三千万円の振興費の補助といたして予定いたしておりまして、これによりまして、一方負担金の面と合せまして相当の事業の運営ができるというふうに考えておる次第であります。

○松平委員 今未熟であるから、未熟のものを待つておれないから、別個のものを作るのでおっしゃつておつたが、この未熟のものといふのは、未熟であるかどうかといふのは、まだやつてないから想像であつて、今までの調整組合の過程においてはなるほどごたごたがあつて未熟だつた。だから今後

事業活動をする上においてもおそろく未熟であらう、こういう仮定に基いて新しい機構を作つていくといふわけだ。そういう場合において、やつていくものは総代会なり何なりいろいろな民主的なカモフラージュのようなものはありますけれども、そういうものは別にいたしまして、かりに輸出振興部といふものが工業組合の中にできて、それが今までの一手買取機関のものと、これからやろうとするものと同じような仕事をどんどんやつていく、どうせ業界のメンバーも同じなんだから、そうしてやつていくといふことになつた場合は、政府の予定しておるところの二億何千万円という助成金といふものはやらないといふお考えなんですか。そうでなくて、それは別個で、どんどん業界のためにやるのだといふお考えですか。

○小出政府委員 輸出振興事業協会と工業組合の關係につきましても、考え方の問題と現実の問題と二つあるといふふうに申し上げたわけでございますが、現実の問題として、工業組合の運営が未熟であるから、これにかわるものとして輸出振興事業協会を考えたといふことでなくて、考え方自体としまして、輸出振興事業協会といふものを持つております機能、組織と、工業組合の行います本来の使命といふものとは、おのずから違ひという趣旨において考へ、同時に工業組合の現実の事態といふものもあわせて考えると、こういうふうな組織も必要ではないか、こういうふうに申し上げたつもりであつたのでございますが、輸出振興事業協会は、御承知のように、全体から漏れなく

登録業者からは、負担金というものによりまして、全体としてそれが輸出振興という利益を享受すると申しますか、それがはね返つてくる、こういう建前でございます。従ひまして工業組合は、制度的にも事実上もアウトサイダーといふものがあり得るわけでございます。また今後もアウトサイダーといふものはふえてくる、新規開業者もふえてくるという情勢にありますので、従ひまして、制度的に申しまして、やはり振興事業協会というもので運営をせざるを得ないといふことでございます。その關係の補助金等の予算を要求しておる、こういうことでございます。

○松平委員 これで終りますけれども、今の工業組合にアウトサイダーが出てきたり、あるいは新規に出てくるものがある、これはあり得るでしょう。しかしこれは五十八条なり何なりで規制命令ができるし、強制加入の規定もあるといふことでありますから、今までの法律に基いてやろうと思へばできることである。そこで私が特に申し上げたいのは、こういうものをこしらへなければ政府は保護政策を加えないのだといふふうなまま親的な考え方をもつて臨まれるといふことであると、これは困つた問題になる。今御承知のように業界はかなり割れております。割れておるから、これを一体にやつていくといふためには、少し時間をかけていかなければならぬじゃないかという気がいたしておるのであります。従つてその場合におきまして、あるいは妥協するかといふようなことにならぬとも限らぬ、そういう場合において

政府が今まで考えておったところとは違つた方向になるかもしれぬ。しかし違つた方向になつても、なおかつ政府の輸出振興に対する考え方なりものもろの助成政策というのには、やはり業界発展のためにやつてやらなければならぬ。これは先ほど次官も申されたが、業者のための向上、過当競争防止のための考え方、立脚しておるということは、私もわかるわけであつて、そのやり方について若干の異論があり、組合が割れておるといふことでありますから、今申しました助成政策というものは、これはどういふふうなことになるにしろ、政府の考えはやはりこの助成政策を續けていくという考えを堅持されていかれる必要があるのではないかと、こゝろに思ひます。これは御答弁を要求しますが、以上申し上げまして一応私の質問を打ち切ります。細目の逐条等は後刻に譲りたいと思ひます。

○長谷川委員長 本日は、これにて散会いたします。

次会は明日午前九時四十分より理事会、午前十時より委員会を開会いたします。

午後一時五分散会

昭和三十三年十二月二十三日印刷

昭和三十三年十二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局